

台風等に伴う学校図書館司書教諭講習の取り扱い

令和3年11月18日
副学長（教育・学生担当）決定

台風等に伴う学校図書館司書教諭講習（以下、講習とする。）の取り扱いに関し、受講者の安全確保を図るため、必要な事項を下記のとおり定める。なお、本取り扱いは、令和元年6月24日大学教育委員会決定「台風・地震等の災害に伴う授業及び定期試験の取扱いについて」に準じるものとする。

1. 台風の接近に伴う判断と措置

(1) 前日までの判断

中止または延期等の措置を行う場合、受講者への周知は、講習の前日17時までに、本学学校図書館司書教諭講習ホームページへの掲載により行う。

<https://www.of.miyazaki-u.ac.jp/tosyoshisyo/top.html>

(2) 当日の判断

状 況	判 断 者	措 置
午前7時の時点で、宮崎県内に暴風警報が発令されている場合	副学長 (教育・学生担当)	中止または延期等とする。 延期等の場合は受講者に対し、開催日程等を連絡する。

- ・(2)の措置を行う場合、当日受講者への周知は行わない。
- ・警報は、「宮崎地方気象台が発表する警報」による。

2. 本件に関する問い合わせについては、宮崎大学学生支援部教育支援課総務係を窓口とする。

3. その他の災害等による場合

その他災害等により講習の実施が困難な場合は、令和元年6月24日大学教育委員会決定「台風・地震等の災害に伴う授業及び定期試験の取扱いについて」に準じて取り扱う。